

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）7条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し令和2年11月5日付けの特別児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法7条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

本件処分通知書の備考欄に記載のある扶養義務者の所得は、父親が所有する不動産の売却により得た父親の所得です。私と父親は同住居に居住していますが、それぞれ独立した家計を営んでおり、私と家族は父親より今回の不動産売却所得などから生活費等の援助を一切受けておりません。

私と父親が同住居に居住していた経緯として、娘が24時間介護が必要になった時、金銭的及び介護に必要な人手を考え、妻と娘が

妻の実家にて生活し、私は妻の実家で娘の介護をしながら父親の家にも居住する事が最善と考えました。

生活に必要な費用は主に私の給与収入です。娘の介護に必要な物品は比較的高価で、購入費も大きな支出を占めています。このような状況で、手当の支給停止を受けた事により、私の家族は経済的に生活が困窮しております。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 7月 27日	諮問
令和 3年 9月 17日	審議（第59回第2部会）
令和 3年10月 8日	審議（第60回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法

ア 手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母に対して支給されるものである。

イ 法7条によれば、父又は母に対する手当は、その父又は母の民法877条1項に定める扶養義務者でその父又は母と生計

を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給しないとされており、法10条によれば、法7条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定めるとされている。

(2) 法施行令

ア 法施行令2条2項は、法7条に規定する政令で定める額（所得限度額）は、扶養親族等がないときは628万7千円とすると規定している。

イ 法施行令4条は、法7条に規定する所得は、地方税法4条2項1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とすると規定している。

また、法7条に規定する所得の額について、法施行令5条1項は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分のだ府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額等から8万円を控除した額とするとし、同条2項1号は、前項に規定する道府県民税につき地方税法34条1項2号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった医療費控除額を前項の規定によって計算した額から控除すると規定している。

(3) 課長通知等

ア 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日付厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「課長通知」という。）第2・2によれば、特別児童扶養手当関係書類の所得の状況に関する実質的な審査については、児童扶養手当関係書類の例に準じて行うものとされ、第1・2・(2)によれば、児童扶養手当に係る市町村（特別区を含む。）が行う所得の状況の実質的な審査は、次によっ

て行うものとされ、同・イによれば、扶養義務者については、受給資格者が父又は母である場合は、その父又は母と生計を同じくする扶養義務者であり、・・・この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他の公簿等の同居関係によって確認することとされている。

イ 「特別児童扶養手当支給事務の手引き」（令和2年5月 厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課）によれば、扶養義務者の生計同一の考え方として、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される、とされている。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、本件現況届によれば、請求人の扶養義務者として、父親が記載され、その前年の所得額は18,735,975円、扶養親族は0人、医療費の控除額は93,347円とされている。

請求人が本件現況届を自らの判断で提出し、〇〇区の審査も経ていることからすれば、父親は請求人と生計を同じくする扶養義務者と認められ、その前年の所得額18,735,975円から、法施行令5条1項に規定する控除額80,000円及び同条2項1号に規定する医療費控除額93,347円をそれぞれ控除した額は18,562,628円となる。

そして、父親の扶養親族は0人であるから、所得限度額は6,287,000円（上記1・(2)・ア）である。

そうすると、上記の控除後の所得額18,562,628円は上記の所得限度額6,287,000円以上であるため、法7条の規定により、請求人に対する手当は令和2年8月から令和3年7月まで支給されないこととなる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正

になされたものと認められ、違法又は不当な点はない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、本件現況届提出時においても、また、本件審査請求の審理手続においても、請求人と父親が生計を異にする事実を客観的に証明する資料は提出されていない。そして、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされていると認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来